

Ⅱ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

〔制度の概要〕

法人が配当等の額(注1)を受ける場合には、法人が保有する次に掲げる株式等に係る配当等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額は益金の額に算入しないこととされています(旧法23①④⑤⑥)。

- 1 完全子法人株式等(注2)に係る配当等……その配当等の額の全額
- 2 関係法人株式等(注3)に係る配当等……その配当等の額から負債の利子の額のうち関係法人株式等に係る部分の金額を控除した残額
- 3 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等(公社債投資信託以外の証券投資信託に係る収益の分配を含みます。)……その配当等の額から負債の利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した残額の50%相当額

(注1) 配当等の額とは、次に掲げる金額をいいます(旧法23①一～三、旧措法67の6)。

イ 剰余金の配当若しくは利益の配当、剰余金の分配の額及び特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配の額

ロ 資産の流動化に関する法律第115条第1項に規定する金銭の分配の額

ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配の額のうち、内国法人から受けるイの金額から成る部分の金額(証券投資信託の場合はその収益の分配の額の2分の1相当額(特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託にあつては4分の1相当額、特定外貨建等証券投資信託にあつては零)(旧法令19①))

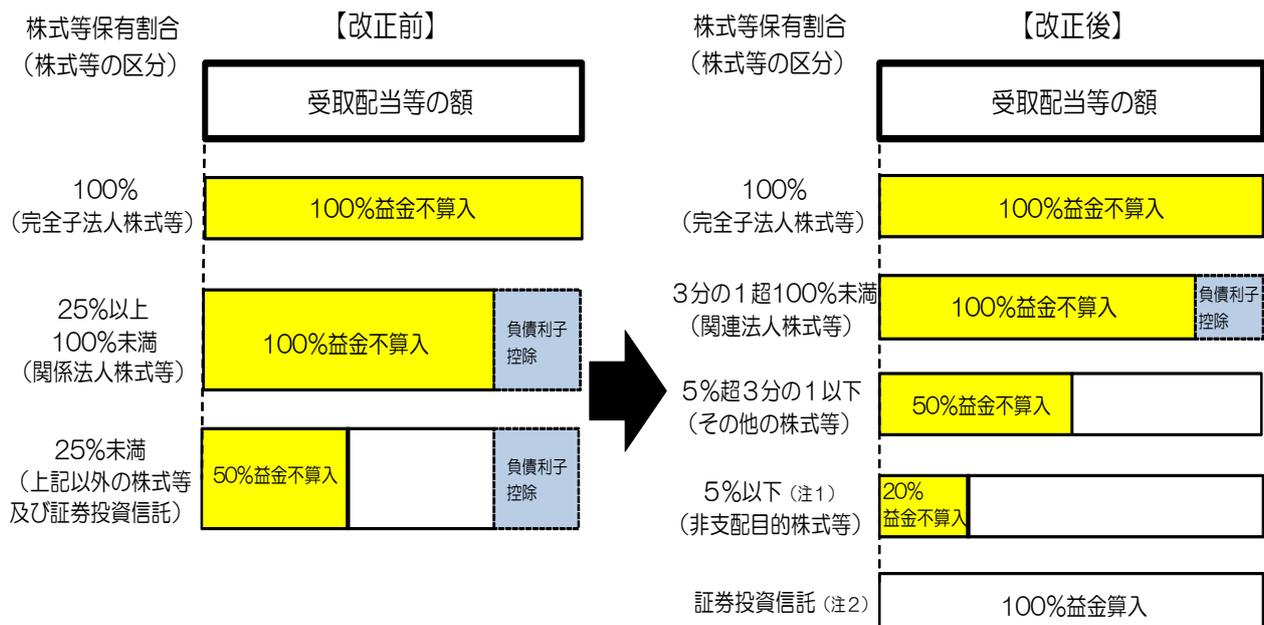
(注2) 完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人の株式又は出資をいいます(旧法23⑤、旧法令22の2)。

(注3) 関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の25以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます(旧法23⑥、旧法令22の3)。

〔改正の内容〕

受取配当等の益金不算入制度について、次のとおり見直しが行われました。

《イメージ図》



(注1) 保険会社の場合は40%益金不算入となります(措法67の7①)。

(注2) 特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。)の場合は非支配目的株式等と同様の取扱いとなります(措法67の6①)。

1 益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合の改正

配当等の額の益金不算入額の計算に当たり法人が保有する株式等の区分及び益金不算入割合について、次表のとおり株式等の区分及び益金不算入割合が改正されました（法23①⑥⑦）。

改正前		改正後	
株式等の区分	益金不算入割合	株式等の区分	益金不算入割合
完全子法人株式等 （株式等保有割合 100%）	100分の100	完全子法人株式等 （株式等保有割合 100%）	100分の100
関係法人株式等 （株式等保有割合 25%以上）		関連法人株式等 （株式等保有割合 3分の1超）	
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等 （株式等保有割合 5%超3分の1以下）	100分の50
		非支配目的株式等 （株式等保有割合 5%以下）	100分の20

(1) 完全子法人株式等

上記【制度の概要】（注2）の完全子法人株式等と同じです。

(2) 関連法人株式等

関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間（注）の初日からその計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます（法23⑥、法令22の3）。

（注） 計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合にはそれぞれ次の日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が資本の払戻し以外のみなし配当事由によるものである場合にはその支払に係る効力発生日の前日）までの期間をいいます（法令22の3②）。

イ その翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して6月前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額がその6月前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（ハに掲げる場合を除きます。） その6月前の日の翌日

ロ その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日以前6月以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（ハに掲げる場合を除きます。） その設立の日

ハ その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式等を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日以前6月以内に取得したその元本である株式等につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 その取得の日

(3) その他の株式等

その他の株式等とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。

(4) 非支配目的株式等

非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の5以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人か

ら受ける配当等の額の支払に係る基準日（配当等の額が資本の払戻し以外のみなし配当事由によるものである場合にはその支払に係る効力発生日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）及び特定株式投資信託の受益権をいいます（法 23⑦、措法 67 の 6、法令 22 の 3 の 2）。

（注） 内国法人が他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合における当該他の内国法人の株式等のうち法第 23 条第 2 項の短期保有株式等がある場合には、その内国法人はその短期保有株式等を有していないものとして非支配目的株式等であるかの判定を行うこととされています（法令 22 の 3 の 2②）。

2 配当等の額の範囲の見直し

- (1) 投資法人の金銭の分配の額について、次のとおり見直しが行われました（法 23①）。
 - イ 投資法人の金銭の分配の額が、配当等の額に該当することが明確化されました。
 - ロ 利益の額を超える金銭の分配の額であって、その利益の額を超える部分の金額が投資法人の計算に関する規則に規定する一時差異等調整引当額の増加額と同額であるものは、配当等の額（改正前：資本の払戻し等の額）に該当することとされました（法 23①二、法規 8 の 4）。
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配の額のうち配当等の額とされる部分の金額については、本制度の対象から除外され、その収益の分配の額的全額が益金の額に算入されることとなりました（旧法 23①三、旧法令 19）。

3 負債利子がある場合の控除計算の見直し

内国法人が各事業年度において支払う負債の利子がある場合の配当等の額の益金不算入額の計算について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) 負債利子がある場合の控除計算の対象となる株式等が、上記 1(2)の関連法人株式等に限定されるとともに、その関連法人株式等に係る配当等の額について益金の額に算入しない金額は、関連法人株式等につきその事業年度において受ける配当等の額の合計額からその負債の利子の額のうちその関連法人株式等に係る部分の金額として次の算式（原則法）により計算した金額を控除した金額とされました（法 23④、法令 22）。
- (2) 上記 1(2)の関連法人株式等に係る負債利子がある場合の控除計算の簡便法について、適用することができる法人が平成 27 年 4 月 1 日に存する内国法人とされ、基準年度が平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度とされました（法令 22④）。控除すべき負債の利子の額は次の算式（簡便法）により計算した金額となります。

（算 式）

<原則法>

$$\text{控除負債利子額} = \frac{\text{支払負債利子額の合計額} \times \text{当期及び前期の期末関連法人株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{当期末及び前期末の総資産の帳簿価額の合計額に所要の調整を加えた額}}$$

<簡便法>

$$\text{控除負債利子額} = \frac{\text{支払負債利子額の合計額} \times \text{基準年度の期末関連法人株式等に係る負債利子額として<原則法>で計算した額の合計額}}{\text{基準年度の支払負債利子額の合計額}}$$

（注） 期末関連法人株式等とは、内国法人が有する株式等でその内国法人の各事業年度終了の日の 6 月前の日の翌日を計算期間の初日とし、その事業年度終了の日を計算期間の末日とした場合に関連法人株式等となる株式等をいいます（法令 22②）。

- (3) 損害保険会社の特別利子が負債の利子から除かれる措置が廃止されました（旧措法 67 の 7）。

4 みなし配当が生ずる事由の見直し

上記1の制度の適用対象となる配当等の額とみなす金額が生ずる事由について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) みなし配当が生ずる事由に出資等減少分配が含まれること及びその出資等減少分配の基因となった株式等に対応する部分の資本金等の額の計算方法が明確化されました（法24①三、法令23①四）。
- (2) みなし配当が生ずる基因となる自己の株式又は出資の取得事由から、株式の併合に反対した株主からのその併合により一株に満たないこととなる場合のその端数株式の買取請求に基づくものが除外されました（法令23③九）。
- (3) みなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産の交付が行われる場合の通知事項に、みなし配当が生ずる事由の生じた日の前日における発行済株式等の総数が追加されました（法令23④一）。

5 保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の創設

上記1及び2の改正に伴い、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する非支配目的株式等につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額について、その100分の40に相当する金額を益金の額に算入しないこととされました（措法67の7）。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない配当等の額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、益金の額に算入されない金額は、その金額として記載された金額に限られます（法23⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の4）。

〔適用時期〕

- (1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則21、29、72）。
- (2) 【改正の内容】の2(1)ロは、平成27年4月1日以後に受ける金銭の分配の額について適用され、同日前に受けた金銭の分配の額については、従来どおり適用されます（改正法附則23）。
- (3) 【改正の内容】の3(3)は、平成27年4月1日以前に開始した事業年度における特別利子については、従来どおり適用されます（改正法附則72、96）。
- (4) 【改正の内容】の4(2)は、平成27年5月1日以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由については、従来どおり適用されます（改正法令附則5①）。
- (5) 【改正の内容】の4(3)は、平成27年4月1日以後にみなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産を交付する場合について適用され、同日前にみなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産を交付した場合については、従来どおり適用されます（改正法令附則5②）。
- (6) 【改正の内容】の5は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則72、95）。